

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜日、
休日は、
日替り
の翌日)

目 次

◇規 則

鳥取県立福原荘管理規則
鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則
鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県立福原荘管理規則をここに公布する。

昭和五十七年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十三号

鳥取県立福原荘管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号。以下「条例」という。)の規定に基づき、鳥取県立福原荘(以下「福原荘」という。)の管理に關し必要な事項を定めるものとする。

(収容定員)

第二条 福原荘の収容定員は、五十人とする。

(入所の許可)

第三条 福原荘に入所しようとする者は、入所申込書(様式第一号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 戸籍謄本及び住民票の謄本
- 二 身上調査書(様式第二号)
- 三 資産、所得及び納税額に関する証明書(様式第三号)
- 四 健康診断書(様式第四号)
- 五 身元引受書(様式第五号)

2 知事は、前項の規定により入所申込書の提出があつたときは、これを審査し、入所させると決定したときは入所許可通知書(様式第六号)により、入所させないと決定したときは入所不許可通知書(様式第七号)により申込者に通知しなければならない。

(誓約書等の提出)

第四条 前条第二項の規定により入所の許可の通知を受けた者は、入所しようとする日の三日前までに誓約書(様式第八号)及び入所届出書(様式第九号)を知事に提出しなければならない。

(使用料の額)

第五条 条例第五条の規則で定める使用料の額は、別表のとおりとする。ただし、月の中途において入所し、又は退所した場合のその月の使用料の額は、同表に掲げる額を基礎として日割により計算した額とする。

(使用料の納付期限)

第六条 福原荘に入所した者(以下「入所者」という。)は、毎月五日までにその月分の使用料を納付しなければならない。ただし、月の中途において入所した者のその月分の使用料については、当該入所した日から五日を経過する日までとする。

(使用料の減免)

第七条 条例第七条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる場合に限り行うことができる。

- 一 入所者又は入所者を扶養する者に所得がないため、所得が少ないため、又は不時の支出等のため、使用料の納付が困難と認められるとき。
- 二 入院その他正当な理由により通常の利用がないとき。
- 三 老人の福祉を図るため知事が特に必要と認めたととき。

(使用料の減免の申請及び通知)

第八条 使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第十号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により申請書の提出があつたときは、これを審査し、適当と認めたとときは使用料減免通知書(様式第十一号)により、不適当と認めたとときは使用料減免不承認通知書(様式第十二号)により申請者に通知しなければならない。

(使用料の徴収猶予)

第九条 知事は、入所者がやむを得ない理由により第六条に規定する期限までに使用料を納付することができないと認めるときは、使用料の徴収を猶予することができる。

(使用料の徴収猶予の申請及び通知)

第十条 使用料の徴収猶予を受けようとする者は、使用料徴収猶予申請書(様式第十三号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により申請書の提出があつたときは、これを審査し、適当と認めたとときは使用料徴収猶予承認通知書(様式第十四号)により、不適当と認めたとときは使用料徴収猶予不承認通知書(様式第十五号)により申請者に通知しなければならない。

(届出)

第十一条 入所者は、第三条の規定により提出した身上調査の記載事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(身元引受人の変更)

第十二条 入所者は、身元引受人を変更しようとするときは、身元引受人変更承認申請書(様式第十六号)を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

(監督)

第十三条 知事は、福原荘の適正な維持管理を図るために必要があると認めるときは、入所者に対して必要な措置をとることを命じ、又は必要な指示をすることができる。

(入所の許可の取消し)

第十四条 知事は、入所者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合

には、入所の許可を取り消すことができる。

- 一 正当な理由がなく使用料を滞納したとき。
- 二 正当な理由がなく引き続き三十日以上利用しないとき。
- 三 前条の規定による知事の措置命令又は指示に従わないとき。

2 知事は、前項の規定により入所の許可を取り消したときは、入所許可取消通知書(様式第十七号)により入所者に通知しなければならない。

(退所の手続)

第十五条 退所しようとする者は、退所の日の五日前までに退所届(様式第十八号)を知事に提出しなければならない。

(帳簿)

第十六条 知事は、福原荘に次に掲げる帳簿を備え、常時その状況を明らかにしておかなければならない。

- 一 入所申込書受理簿(様式第十九号)
- 二 入所者台帳(様式第二十号)
- 三 入所者給食提供台帳(様式第二十一号)
- 四 使用料減免台帳(様式第二十二号)
- 五 使用料徴収猶予台帳(様式第二十三号)
- 六 外泊承認簿(様式第二十四号)
- 七 業務日誌(様式第二十五号)

(雑則)

第十七条 この規則に定めるもののほか、福原荘の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

別表(第五条関係)

使用区分		大居室						小居室			経済的事情による区分	金額
		二人で使用する場合			一人で使用する場合			二人で使用する場合		一人で使用する場合		
C 階層	B 階層	A 階層	C 階層	B 階層	A 階層	C 階層	B 階層	A 階層	C 階層	B 階層	A 階層	
一人月額 三八、四一〇円	一人月額 三六、九一〇円	一人月額 三五、四一〇円	一人月額 三九、四一〇円	一人月額 三七、九一〇円	一人月額 三六、四一〇円	一人月額 三七、四一〇円	一人月額 三五、九一〇円	一人月額 三四、四一〇円	一人月額 三八、四一〇円	一人月額 三六、九一〇円	一人月額 三五、四一〇円	

備考

1 経済的事情による区分は、それぞれ次のとおりとする。

A階層 市町村民税を納付することを要しない者

B種 市町村民祝のうち均等配のみ繰上を認むる者

C種 A種又はB種に属しない者

2 入居期間中は、この表に定める額に一人月額一、五〇〇円を加算する。

様式第1号 (第3条関係)

入 所 申 込 書

職 氏 名 殿

下記のとおり鳥取県立福原荘に入所したいので関係書類を添えて申し込めます。

記

氏 名	⑩ 性別	男・女	年 月 日 生 歳
		電 話 局	
住 所			
本 籍 地			
申 請 の 理 由			
居 室 の 区 分	小居室・大居室		
居室の使用法	単身・夫婦・同居	同居の相手方	
	入所希望期間		年 月 日から 年 月 日まで
居室に搬入する物品の種類、大きさ等			

様式第2号 (第3条関係)

身 上 調 査 書

氏 名	⑩ 性別	男・女	年 月 日 生 歳			
住 所						
本 籍 地						
健康状態						
最終学歴						
最終職歴						
趣 味						
そ の 他						
収入状況						
続柄	氏 名	年 齢	同居の別	職 業	住 所	援助を受けることができる額

様式第3号 (第3条係)

資産、所得及び納税額に関する証明書

氏名	種別	住 所	数 量	金 額 (評価額)	備 考
	動 産				
	不 動 産				
	種 別		年	額	備 考
				円	
	年度分市町村民税		均等割額		
			所得割額		
	年分所得税				

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

市町村长

印

様式第4号 (第3条関係)

健 康 診 断 書

氏名	住 所	性別	男・女	生年	月	日	生 歳
	結核性疾患						
	結核性疾患以外の伝染性疾患						
	精神病及び慢性中毒						
	その他の疾患						
	現 在 症						
	結核性疾患以外						
	結核性疾患						
	結核以外の伝染性疾患						
	精神病及び慢性中毒						
	その他の疾患						
	血 圧	最高		最低			
	機能障害の有無						
	総合所見						

上記のとおり診断します。

年 月 日

住 所

医師氏名

印

様式第5号 (第3条関係)

身 元 引 受 書

職 氏 名 殿

年 月 日

住 所 氏 名

年 月 日生 (電話 局)

私は、下記の者が鳥取県立福原荘に入所したうえば、次の事項について一切の責を負います。

- 1 入所者が使用料を支払わなかった場合の費用の負担
- 2 入所者が入所を取り消された場合の身柄の引受け
- 3 入所者が死亡した場合の遺体又は遺骨の引取及び遺留金品の処理
- 4 その他入所者が介護を要する状態となった場合の介護等に必要措置

記

住 所 氏 名 年 月 日生 身元引受人との続柄

様式第6号 (第3条関係)

入 所 許 可 通 知 書

住 所 氏 名 殿

年 月 日

職 氏 名

年 月 日付けで申込みのあった鳥取県立福原荘への入所については、下記のとおり許可したので通知します。

記

入所年月日	年 月 日
居室の区分	小居室・大居室
居室の使用法	単身・夫婦・同居
使用料の額	円。ただし、月分については 円
使用料減免額	円。ただし、月分については 円
使用料納付額	月額 円。ただし、月分については 円
持参しなければならない主な物品及び搬入することができる物品	
1 寝 具	
2 衣 類	
3 洗面具等日用品	

様式第7号 (第3条関係)

入 所 不 許 可 通 知 書

住 所
氏 名

年 月 日

殿

職 氏 名

印

年 月 日付けで申込みのあつた鳥取県立福原荘への入所については、下記の理由により入所を許可することができないのでご了承くださ
い。

記

様式第8号 (第4条関係)

誓 約 書

職 氏 名

殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

私は、鳥取県立福原荘に入所したうえは、鳥取県立福原荘管理規則及びこれに基づき命令を堅く守ります。

様式第9号 (第4条関係)

入 所 届
 職 氏 名 殿
 年 月 日

住 所
 氏 名

(電話 局)

㊟

下記のとおり鳥取県立福原荘に入所するので届けます。

記

入 所 年 月 日	年 月 日	午前 午後	時 頃
入所当日の給食の要否	朝 食 要 否	昼 食 要 否	夕 食 要 否
持 参 する 主 な 物 品			

備考

- 1 「入所年月日」欄は、確実に入所できる日を記載してください。
- 2 「持参する主な物品」欄は、「ふとん1組、とうり2個」等のように簡単に記載してください。

様式第10号 (第8条関係)

使用料減免申請書

職 氏 名 殿
 年 月 日

氏 名

㊟

下記のとおり鳥取県立福原荘の使用料を減免してくださるよう申請します。

記

減免を必要とする額	月 額	円
減免を必要とする期間	年 月 から	年 月 まで
減免を必要とする理由		

様式第11号 (第 8 条関係)

使用料減免承認通知書

氏 名

殿

年 月 日

職 氏 名

印

年 月 日付けで申請のあつた鳥取県立福原荘の使用料の減免に
ついては、下記のとおり承認したので通知します。

記

減 免 額	月 額	円
減 免 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで

様式第12号 (第 8 条関係)

使用料減免不承認通知書

氏 名

殿

年 月 日

職 氏 名

印

年 月 日付けで申請のあつた鳥取県立福原荘の使用料の減免に
ついては、下記の理由により承認できませんのでご了承ください。

記

様式第13号 (第10条関係)

使用料徴収猶予申請書

職 氏 名

殿

年 月 日

氏 名

印

下記のとおり鳥取県立福原荘の使用料を徴収猶予してくださるよう申請
します。

記

徴収猶予を必要とする額	年 月 分	月 額	円
徴収猶予を必要とする期間	年 月 日	まで	
徴収猶予を必要とする理由			

様式第14号 (第10条関係)

使用料徴収猶予承認通知書

氏 名

殿

年 月 日

職 氏 名

印

年 月 日付けで申請のあつた鳥取県立福原荘の使用料の徴収猶
予については、下記のとおり承認したので通知します。

記

徴収猶予額	年 月 分	月 額	円
徴収猶予期間	年 月 日	まで	

様式第15号 (第10条関係)

使用料徴収猶予不承認通知書

氏 名 殿 年 月 日

職 氏 名 回

年 月 日付けで申請のおつた鳥取県立福原荘の使用料の徴収猶予については、下記の理由により承認できませんのでご了承ください。

記

様式第16号 (第12条関係)

身元引受人変更承認申請書

職 氏 名 殿 年 月 日

氏 名 回

下記のとおり身元引受人を変更したいので関係書類を添えて申請します。

記

変更しようとする理由				
変更前の引受人				
変更後の引受人	氏名	続柄	年齢	住所

様式第17号 (第14条関係)

入 所 許 可 取 消 通 知 書

氏 名 殿 年 月 日

職 氏 名 回

下記の理由によりあなたの鳥取県立福原荘への入所の許可を取り消します。

記

取消しの理由	
退 所 期 限	年 月 日

様式第18号 (第15条関係)

退 所 届

職 氏 名 殿 年 月 日

氏 名 回

下記のとおり鳥取県立福原荘を退所します。

記

退 所 年 月 日	年 月 日	午前 午後	時 頃
当日の給食の要否	朝 食 要 否	昼 食 要 否	夕 食 要 否

様式第21号 (第16条関係)

入 所 者 給 食 提 供 台 帳

年 月 分

氏名	日																															計						
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31							
計																																						

備考 入所者が給食を受けたときは○の表示を、給食を受けなかつたときは×の表示をする。

様式第22号 (第16条関係)

使 用 料 減 免 台 帳

区 分	氏 名	氏 名			氏 名			氏 名		
		使用料 の 額	減免額	減免の 理 由	使用料 の 額	減免額	減免の 理 由	使用料 の 額	減免額	減免の 理 由
減 免 期 間	年 月分から 年 月分まで									
	年 月分から 年 月分まで									
	年 月分から 年 月分まで									
	年 月分から 年 月分まで									
	年 月分から 年 月分まで									
	年 月分から 年 月分まで									
	年 月分から 年 月分まで									
	年 月分から 年 月分まで									

様式第23号 (第16条関係)

使用料徴収猶予台帳

氏名	年月分	使用料の額	納付期限年月日	徴収猶予金額	徴収猶予期限年月日	徴収猶予の理由

様式第24号 (第16条関係)

外泊承認簿

所長印	承認年 月日	担当者印	氏名	承認の期間	行先	給食の要否	帰所日時	帰所 確認印	摘要
				年月日から		年月日朝・昼・夕			
				年月日まで		年月日朝・昼・夕			
				年月日から		年月日朝・昼・夕			
				年月日まで		年月日朝・昼・夕			
				年月日から		年月日朝・昼・夕			
				年月日まで		年月日朝・昼・夕			
				年月日から		年月日朝・昼・夕			
				年月日まで		年月日朝・昼・夕			
				年月日から		年月日朝・昼・夕			
				年月日まで		年月日朝・昼・夕			
				年月日から		年月日朝・昼・夕			
				年月日まで		年月日朝・昼・夕			
				年月日から		年月日朝・昼・夕			
				年月日まで		年月日朝・昼・夕			
				年月日から		年月日朝・昼・夕			
				年月日まで		年月日朝・昼・夕			

様式第25号 (第16条関係)

業 務 日 誌

	合 議	主 査	年 月 日	曜 日	天 気	気 温
1 入所人員の状況						
2 給食提供者数	朝	昼	夕			
3 訪問客等の状況						
4 施設の主な行事						
5 その他特記事項						

鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和五十七年三月三十一日
鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十四号

鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立岩井長者寮管理規則(昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表の表中

一人月額	三二、六九〇円	一人月額	三五、四一〇円
一人月額	三四、一九〇円	一人月額	三六、九一〇円
一人月額	三五、六九〇円	一人月額	三八、四一〇円
一人月額	三一、六九〇円	一人月額	三四、四一〇円
一人月額	三三、一九〇円	一人月額	三五、九一〇円
一人月額	三四、六九〇円	一人月額	三七、四一〇円
一人月額	三三、六九〇円	一人月額	三六、四一〇円
一人月額	三五、一九〇円	一人月額	三七、九一〇円
一人月額	三六、六九〇円	一人月額	三九、四一〇円
一人月額	三二、六九〇円	一人月額	三五、四一〇円
一人月額	三四、一九〇円	一人月額	三六、九一〇円
一人月額	三五、六九〇円	一人月額	三八、四一〇円

を

に改める。

別表の備考の2中「一、四〇〇円」を「一、五〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十五号

鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立境港通動寮管理規則（昭和四十八年三月鳥取県規則第十四号）
の一部を次のように改正する。

第三条中「二十人」を「二十五人」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。